

平成 24 年 1 月 12 日

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」改正案（新健康日本 2 1）

骨子（案）

この方針は、我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化が進む中で、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することができるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的事項を示すもの。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善及び社会環境の改善（NCDリスクの低減等）により、健康寿命の延伸を実現する。
- ・あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（個人の生活習慣や社会環境の違いにより生じる健康の集団特異的な違いをいう。）の縮小を実現する。

2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ・一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化を予防することも重視する。

3. 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上

- ・高齢期における日常生活の自立を目指し、若年期から年代に応じた身体機能の強化・維持に取り組む。
- ・生活機能や身体機能を高め、将来、生活習慣病に罹患することがないよう、子どもの頃からの健康づくりに取り組む。
- ・働く世代のストレス対策等による心の健康づくりに取り組む。

4. 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・個人が主体的に健康づくりに取り組みやすい社会環境を整備する。
- ・地域や世代間の相互扶助が機能することにより、時間的にゆとりのない者や、健康づくりに関心のない者なども含めて、社会全体として、相互に支え合いながら、健康を守る環境を整備することを重視する。

5. 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

- ・地域や職場等における対象者の特性やニーズ等を十分に把握し、環境が健康に及ぼ

す要因を踏まえて、ライフステージや性差に応じた健康づくりに取り組む。

- ・国民の主体的な健康増進の取組を支援するための情報を分かりやすく国民に伝えることができるよう、多様な経路により、きめ細かな情報提供を推進する。
- ・他の関係行政機関、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者が十分に連携をとって国民の健康増進を図る。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

1. 目標の設定と評価

- ・国民運動を効果的に推進するためには、健康づくりにかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定する必要がある。
- ・国民運動の対象期間を10年間に設定した上で必要な目標を設定する。
- ・国民運動の成果については、運動開始後5年度目を目処に中間評価を行うとともに、対象期間の最終年度に再度評価を行うことにより、その後の健康づくり運動に反映できるようにする。

2. 健康増進を推進するための目標

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

- ・健康寿命の延伸
- ・健康格差の縮小（地域別の健康寿命の差の縮小）

(2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標

①がん

- ・がん検診の受診率の向上、75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少

②循環器疾患

- ・高血圧者の減少、脂質異常者の減少、早世の減少（脳血管疾患、虚血性心疾患）
特定健診・特定保健指導の実施率の向上、メタボ予備群・メタボ該当者の減少

③糖尿病

- ・高血糖者の減少、合併症（糖尿病性腎症による透析患者数）の減少、治療中断者の減少、特定健診・特定保健指導の実施率の向上、メタボ予備群・メタボ該当者の減少

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

①こころの健康

- ・自殺者の減少、うつ病患者の減少、ストレスを感じた人の割合の減少、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加

②次世代の健康

- ・ 健康な生活習慣（食生活、運動、睡眠）を有する子どもの割合の増加
- ・ 全出生数中の極低出生体重児の割合・全出生数中の低出生体重児の割合の減少

③高齢者の健康

- ・ 認知機能低下ハイリスク高齢者の発見率の向上、骨粗鬆症者の割合の減少、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加、就業または何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加

（４）健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

- ・ 地域のつながり強化（居住地域でお互いに助けあっていると思う国民の割合の増加）、健康づくりを目的とした住民組織活動の増加、地域の絆に依拠した健康づくりの場の増加

（５）国民の健康の増進を推進するための生活習慣の改善及び社会環境の改善（ＮＣＤリスクの低減等）に関する目標

①栄養・食生活

- ・ 適正体重を維持している人の増加（肥満、やせの減少）、塩分摂取量の減少、野菜の摂取量の増加、子どもと家族の共食の増加、栄養成分表示を行う食品数の増加

②身体活動・運動

- ・ 日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、安全に歩行可能な高齢者の増加、歩道や公園など運動しやすい環境づくりに取り組む自治体の増加

③休養

- ・ 十分な睡眠の確保、週労働時間６０時間以上の雇用者の割合の減少

④喫煙

- ・ 成人の喫煙率の低下、未成年者の喫煙をなくす、妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率をなくす、受動喫煙（家庭・職場・飲食店）の割合の低下、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の知識の普及

⑤飲酒

- ・ ハイリスク飲酒者の割合の低減、未成年者の飲酒をなくす、妊娠中の飲酒率をなくす、飲酒による他者への影響と社会的問題の低減

⑥歯の健康

- ・ 幼児・学齢期のう蝕のある者の減少・地域格差の縮小、学齢期から歯周病を有する者の割合の減少、歯の喪失防止、口腔機能低下の軽減、歯科検診の受診者の増加

第三 都道府県及び市町村の健康増進計画の策定に関する基本的な事項

1. 健康増進計画の目標の設定と評価
 - ・都道府県・市町村の健康増進計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ独自に到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施すべき。
2. 計画策定の留意事項
(都道府県、市町村における留意事項を記述)

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

1. 調査の実施及び活用
 - ・国は、健康の増進を推進するための目標を評価するため、効率的に国民健康・栄養調査等の企画を行い、実施する。
 - ・国、地方公共団体、独立行政法人等は、国民健康・栄養調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等の情報等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価の際に十分活用する。
2. 研究の推進
 - ・国、地方公共団体は、国民の生活習慣と生活習慣病の相関関係等に関する研究を推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を行う。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

- ・各保健事業者が質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供し、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、保健事業者相互の連携の促進を図る。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

1. 基本的な考え方
 - ・情報提供は多様な経路を活用し、かつ、その内容は科学的知見に基づき分かりやすく、取組に結び付きやすいものとなるよう工夫する。
2. 普及月間
 - ・9月を健康増進普及月間とし、広報を推進する。あわせて、食生活改善普及運動も9月に実施する。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

- (国民の健康の増進の推進体制、民間事業者等との連携などを記述)

(参考)

基本的な方向		目 標								
①健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現		全体目標								
		□健康寿命(日常生活に支障のない期間、自分が健康であると自覚している期間)の延伸 □健康格差の縮小(地域別の健康寿命の差の縮小)								
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	生活習慣病の予防	がん	循環器疾患	糖尿病	生活習慣の改善・社会環境の改善(NCDリスクの低減等)					
					栄養・食生活					
					身体活動・運動					
					休養					
③社会生活を営むために必要な機能の維持・向上	社会生活に必要な機能の維持・向上	こころの健康	次世代の健康	高齢者の健康	喫煙					
					飲酒					
					歯の健康					
					歯の健康					
④健康を支え、守るための社会環境の整備	社会の絆の向上等	がん	循環器疾患	糖尿病	喫煙					
					飲酒					
					歯の健康					
					歯の健康					
⑤多様な分野における連携										

次期国民健康づくり運動プランの「基本的な方向」について(案)

現行の「健康日本21」と課題

(目的)

- 壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として健康づくりを推進。

＜課題＞ 非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、家族形態・地域の変化等がある中で、今後、健康における地域格差縮小の実現が重要。

(一次予防の重視)

- 健康を増進し発病を予防する一次予防を重視。

＜課題＞ 今後は、高齢化社会の中で、重症化を予防する観点や、年代に応じた健康づくりを行うことにより社会生活機能を維持する観点が重要。

(健康増進支援のための環境整備)

- 健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援していくことを重視。

＜課題＞ 今後は、健康の意識はありながら生活に追われて健康が守れない者や、健康に関心が持てない者も含めた対策も必要。

(多様な分野における連携)

次期国民健康づくり運動プラン

(健康寿命の延伸と健康格差の縮小)

- 「健康寿命の延伸」に加えて、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築し、「健康格差の縮小」を実現することを「基本的方向」に明記。

(生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底)

- 引き続き一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視。

(社会生活を営むために必要な機能の維持・向上)

- 高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくり、働く世代のこころの健康対策等を推進。

(健康を支え、守るための社会環境の整備)

- 時間的にゆとりのない者や、健康づくりに無関心な者も含め、社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境を整備することを重視。

(多様な分野における連携) ※引き続き重点的に推進

〔住民活動、NPO活動、産業界との連携などポピュレーションアプローチの進化〕

次期国民健康づくり運動プランの「目標」について(案)

現行の「健康日本21」

- 9分野79項目(再掲除き59項目)にわたる目標項目を設定。
- 具体的な目標項目は局長通知で規定。

(目標の分野)

- ① 栄養・食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ 休養・こころの健康づくり
- ④ たばこ
- ⑤ アルコール
- ⑥ 歯の健康
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 循環器病
- ⑨ がん

次期国民健康づくり運動プラン

- 5つの基本的な方向(案)に対応させる形で指標の相互関係を整理し、49項目(一部調整中)にわたる目標項目を設定。
- 実効性を持たせるため、目標項目を大臣告示に格上げ。

(基本的方向に対応させた目標)

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する目標
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標
※ がん、循環器疾患、糖尿病に区分して設定
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標
※ こころ、次世代、高齢者の健康に区分して設定
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標
- ⑤ 国民の健康の増進を推進するための生活習慣の改善及び社会環境の整備(NCDリスクの低減等)に関する目標
※ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康に区分して設定

<新規の目標項目 例>

(1) 新たな課題に対応した目標

(例:ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の知識の普及 等)

(2) 健康格差の縮小、社会環境の整備に関する目標

(例:地域別の健康寿命の差の縮小、健康づくりを目的とした住民組織活動の増加、週労働時間60時間以上の雇用者減少等)